

# レポートに使う画像を探すガイド

レポートの説明に画像を使いたいとき、皆さんはどうやってその画像を入手していますか？近頃は Google の画像検索などで手軽に探せますが、見つけた画像が自由に使ってよいものかどうか判断に悩むこともありそうです。今回は図書館 Web サイト（「オンラインデータベース一覧」または「情報検索リンク集」）からアクセスできるサイトを使って、レポートに使える画像の探し方をご案内します。



注意!

紹介する Web サイトの利用ルールは  
必ず守ってください



## レポートで使える画像を入手しよう

### 1. メトロポリタン美術館 Open Access Artworks 誰でも利用可

(<https://www.metmuseum.org/art/collection>)

メトロポリタン美術館が保有する美術作品のうち、37万5千点以上の著名な美術作品の写真がクリエイティブ・コモンズ0(CCO)として解説等とともに公開されています。

\*「CC0」とは作品に付与される著作権を全て放棄し、パブリック・ドメイン(著作権が消滅した作品)にするという意志を表明するために使われるライセンスです。

<例>検索ウィンドウにキーワード「Vermeer」を入力し、素材や地域などで絞り込み

「Public Domein」の表示があることを確認しましょう。

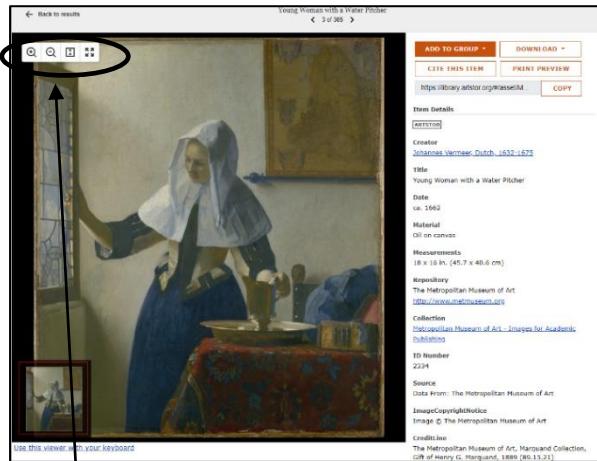
MET の画像コレクションには、パブリック・ドメインとなっていないものも多数あります

パブリック・ドメインの画像は拡大表示やダウンロードができます

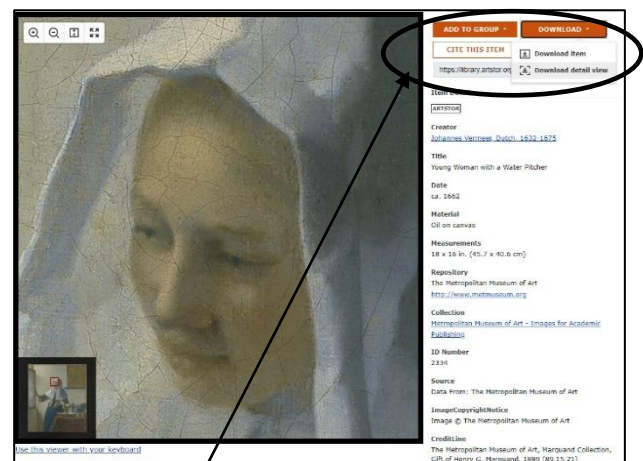
## 2. Artstor (アートストア) 本学学生・教職員のみ (<https://www.artstor.org/>)

Artstor は、美術館や博物館から教育目的で提供された画像を検索・利用できるデータベースです。教育目的であれば著作権が消滅していない画像でも利用できるのが特徴です。画像のダウンロードや学外からの利用には、あらかじめ大学のネットワークにつながったパソコンからの個人アカウントの作成が必要です。(図書館 Web サイトの「オンラインデータベース」 - 「Artstor リモートアカウントの設定について」参照)

<例>検索ウィンドウにキーワード「Vermeer」を入力し、素材や所蔵美術館などで絞込



全体表示のほか画像の一部を拡大したり、複数の画像を並べて表示させたりできます



画像の印刷やダウンロードのほか、引用の書き方や画像の URL が確認できます

**注意!**

著作権が消滅していない画像も利用できますが、たとえばパブリック・ドメインとなっている作品の画像でも、Artstor で入手した画像は利用方法が「学内での教育目的」に限定されます



Artstor の画像が利用できるケースは？

利用ケース	利用の可否	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 課題のレポートや卒論への利用</li> <li>• 授業で使用するための Power-point に利用</li> </ul>	○	自由に使えます 利用した場合は、引用の記載が必要です
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 画像を使った論文を印刷・配布</li> <li>• 論文をインターネットで公開</li> </ul>	△	画像の著作権者や管理者の許諾が必要です
<ul style="list-style-type: none"> <li>• グッズの作成</li> <li>• お気に入りの画像を SNS に掲載</li> </ul>	×	教育目的ではないので使えません

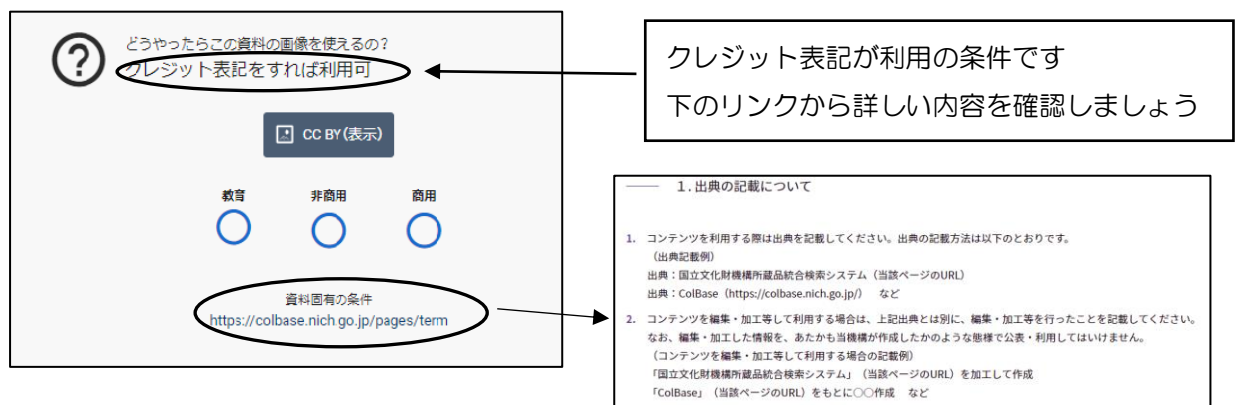
### 3. ジャパン・サーチ 誰でも利用可 (<https://jpsearch.go.jp/>)

全国の美術館などのデジタル・アーカイブを横断的に検索し、収蔵品の画像を閲覧できます。Artstorのような画像の提供サイトではありませんが、パブリック・ドメインの画像も含まれているほか、画像の利用条件を確認することができます。

<例>検索ウィンドウにキーワード「円山応挙」を入力し、コンテンツや分野などで絞り込み



※利用条件は画像により異なります。それぞれのルールに従いましょう



## ルールを守って引用しよう

必要な画像がご紹介した Web サイトでは入手できず、著作権の有無や利用ルールがわからないこともあります。こんなとき、レポートにどうしても必要な場合は、図書や適切な Web サイトからその画像を「引用」することができます。

### 1. 引用とは？

「引用」とは、自分のレポートなどのなかで、他人の著作物(文章、図など)を使うことです。法律で認められた権利ですが、きちんとルールを守らないと「著作権法違反」となり、損害賠償や刑事罰の対象になります。

### 2. 引用のルール

- ①公表されて誰もがみられる著作物であること
- ②どうしても引用しなければならない必要があること
- ③引用箇所とそれ以外がはっきり区別されていること
- ④本文が主、引用部分が従の関係にあること
- ⑤出典を明示すること
- ⑥引用するときは著作物を変更しないこと（トリミングなど画像の加工をしないこと）



### 3. 著作権や引用について知る資料

- ①図書館の所蔵資料（すべて開架—一般書コーナー）
  - ・「やさしくわかるデジタル時代の著作権 1 基本編」（請求記号: 0212/Y61/1-13）
  - ・「教育現場と研究者のための著作権ガイド」（請求記号: 0212/Ky4/095634）
  - ・「編集者の著作権基礎知識 新版」（請求記号: 0212/To83/096814）
  - ・「引用する極意、引用される極意」（請求記号: 8165/H48/105913）
  - ・「レポート・論文をさらによくする「引用」ガイド」（請求記号: 8165/Sa13/094753）
- ②著作権について知る Web サイト
  - ・文化庁 著作権 Q&A—教えてぶんちゃん—  
[http://saiteiseido.bunka.go.jp/chosakuken\\_qa/](http://saiteiseido.bunka.go.jp/chosakuken_qa/)